「外国投信の運用成績一覧表」の公表基準

「外国投信の運用成績一覧表」は、日本証券業協会が、「外国証券の取引に関する規則」に規定する代行協会員からの報告を基に、各外国投資信託証券の毎月末における運用状況について公表するものである。

１．　配　　列

商品の分類ごとに設定年次別に区分し、五十音順に配列を行う。

２．　投資顧問会社名

投資顧問会社名は、主投資顧問会社の名称を記載する。

３．　形　　態

会社型、契約型の別を記載する。

４．　設立年月日

設立年月日は、運用開始日を記載する。

５．　募集

現在募集を行っていないファンドには、（×）印を付す。

６．　円貨への換算

本一覧表作成上の円貨への換算は、「月末純資産総額」及び「月末基準価額」の欄は月末における対顧客電信買相場（ＴＴＢ）により換算する（2011 年 9 月から 2013 年 2 月までの間、トルコ･リラの円貨への換算のみ、月中における日本銀行国際局公表の裁定外国為替相場により換算）。

また、「分配金」の欄は分配金の受領を確認した日における対顧客電信買相場（ＴＴＢ）により換算する。

ただし、代行協会員の報告書提出期限までに分配金の受領を確認できない場合は、前月末の対顧客電信買相場（ＴＴＢ）により暫定値として換算する。

７．　分配頻度

ファンドが「分配方針」において 1 年間に予定する分配回数を記載する。なお、分配を行う予定のないファンドについては（－）を記載する。

８．　分 配 金（「Ⅱ．債券型－ ＭＭＦ型」は空欄）

分配金については、直前１年間の累計額とする。

９．　ポートフォリオ組入比率

株式型については「株式」及び「債券」の組入れ比率、債券型については「債券」の組入れ比率とする。この場合、ワラントは「株式」、転換社債は「債券」に含める。

１０．分配金込み基準価額の騰落率（「Ⅱ．債券型－ ＭＭＦ型」は空欄）

$$\frac{\text{月末基準価額} + \text{当月末までの過去半（1or3）年間分配金累計額} - \text{半（1or3）年前の月末基準価額}}{\text{半（1or3）年前の月末基準価額}} \times 100$$

１１．当月末７日間の年換算利回り（「Ⅱ．債券型－ ＭＭＦ型」のみ）
ファンドの月末最終営業日から遡り７日間（暦日ベース）における年換算利回りを記載する。

１２．備　考
スイッチング可能な投信（サブ･ファンド、ポートフォリオ間で手数料無し又は割引手数料にて乗換えが可能なもの）は、「Ｓ」マークを記載する。
「ファンド･オブ･ファンズ」には、「Ｆ」マークを記載する。

１３．税区分
所得税法第２条第１項第１５号に該当する公社債投資信託には、「公」マークを記載する。
公社債投資信託以外の証券投資信託（いわゆる「株式投資信託」）には、「株」マークを記載する。
証券投資信託以外の投資信託には、「他」マークを記載する。
会社型の投資信託には、「－」マークを記載する。

１４．その他
・ポートフォリオ組入比率、分配金込み基準価額の騰落率の単位未満については、原則、小数点以下第２位を四捨五入のうえ小数点以下第１位までの数値とする。

・「＊」は社内クローズド期間を表す。

・表中(USD)はｱﾒﾘｶ・ﾄﾞﾙ 、(CHF)はｽｲｽ・ﾌﾗﾝ、(CAN)はｶﾅﾀﾞ・ﾄﾞﾙ、(EUR)はﾕｰﾛ、(GBP)は英ﾎﾟﾝﾄﾞ、(AUD)はｵｰｽﾄﾗﾘｱ・ﾄﾞﾙ、 (NZD)はﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ・ﾄﾞﾙ、(HKD)は香港ﾄﾞﾙ、(ZAR)は南ｱﾌﾘｶ･ﾗﾝﾄﾞ、(TRY)はﾄﾙｺ･ﾘﾗ、(MXN)はﾒｷｼｺ･ﾍﾟｿ、(JPY)は日本円の単位表示である。

・分配金込み基準価額の騰落率については、設定後の年数が対象期間に満たない場合は、空欄とした。

・「◎」は新たに日本において募集され運用を開始したファンドを表す。

・「Ⅱ．債券型－ＭＭＦ型」は、毎日分配の月末再投資のみを分類している。

・「Ⅲ．その他－その他」は、ヘッジファンド等の代替商品に投資（いわゆるオルタナティブ投資）する投資信託であり、基準価額等の算出に相当の期間を要するものであるため、月末純資産総額及び月末基準価額に代えて、それぞれ月末に一番近い時点（直近）における純資産総額及び基準価額を掲載している。

・各ファンドの月末基準価額、分配金は、原則１口当りの価格である。
⇒１口当り以外の価格で掲載しているファンドについては、別紙を参照。

以　　上